

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項：第8条第1項又は第2項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：佐賀県知事、佐賀県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：警察本部交通部交通規制課企画調査係 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
問合せ先：警察本部交通部交通規制課企画調査係（電話0952-24-1111 内線5184） 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
備考：